

春日井市施設予約システム
構築業務委託仕様書

令和8年1月

目次

目次

第1章 総則.....	3
1 業務名.....	3
2 導入の目的.....	3
3 事業の概要.....	3
4 業務対象期間.....	3
5 運用予定期間.....	3
6 システム導入基本方針.....	3
7 納品物.....	3
8 記載外事項・疑義.....	3
第2章 システム.....	4
1 基本事項.....	4
2 環境要件.....	4
3 機能.....	4
4 対象施設.....	5
5 システム構築.....	5
第3章 運用及び保守要件.....	5
1 基本事項.....	5
2 セキュリティ要件.....	7
第4章 その他.....	7
1 一般事項.....	7
2 特記事項.....	8
3 担当者.....	8

第1章 総則

1 業務名

春日井市施設予約システム構築業務委託（以下、「本業務」という。）

2 導入の目的

施設利用者の利便性の向上、施設予約管理業務の効率化による職員負担の軽減、及び運用コストの軽減を図るため、クラウド環境で稼働する施設予約システムの導入を行う。

3 事業の概要

- (1) 導入に係る作業（環境構築、運用テスト、マニュアル作成及び操作研修）
- (2) クラウド環境で稼働する施設予約システムの提供
- (3) システム保守及び運用支援

4 業務対象期間

構築期間：契約締結日から令和8年9月30日まで

本稼働日：令和8年10月1日（本稼働日までに操作研修を実施すること）

- ※ 構築期間には、委託者側での動作確認・操作研修・公用予約情報入力等の前準備の工程を含む。
- ※ 本稼働とは、施設利用者向けにシステムを公開し予約の受付を開始することを指す。
- ※ 本稼働日については、委託者と受託者の協議により変更となる場合がある。

5 運用予定期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで。（以降、年次更新を行う。）

6 システム導入基本方針

- (1) 本システムは、インターネットを利用したクラウドシステムとし、委託者側でのサーバの設置は不要なものとする。
- (2) 本業務に参加を希望するものは、参加表明を行う時点で、次のいずれかを取得していること。なお、契約後も継続することとするが、失効した場合は速やかに報告すること。
(ア) ISMS (ISO/IEC 27001) 認証
(イ) 日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に基づくプライバシーマーク
- (3) 検証用環境も併せて提供すること。

7 納品物

この業務の納品物を以下に記載する。この内容に準じた納品物を紙媒体及び電子データで指定の期日までに納入すること。なお、この業務を受託した業者が想定する納品物において、確認すべき事項がある場合は、事前に協議すること。

納品物	
・機能要件一覧 ・運用保守サービス定義書 ・操作説明書（管理者向け、業務担当者、利用者向け） ・検査結果報告書（カスタマイズを行った場合）	・帳票一覧 ・研修テキスト ・工程表

8 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、委託者と受託者が協議し決定の上、対応すること。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定の上、対応すること。

第2章 システム

1 基本事項

- (1) 利用者側のOS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。
- (2) 最新のOS、ブラウザに対応すること。システムの修正パッチについては、緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行うことを目標とすること。
- (3) 対象施設及び設備等の変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、委託者が実施できること。
- (4) 利用者（ユーザ）数は、不特定多数のユーザが利用できることを条件とする。
- (5) ユーザビリティに配慮し、利用者目線に立ったシステムであり、事務効率及び利便性について十分に寄与すること。また、利用者・施設管理者ともにわかりやすく使いやすいユーザインターフェースであること。

2 環境要件

- (1) 本システムで導入するソフトウェアはクラウド環境で稼働するものとする。
- (2) 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
 - ①日本国内に立地していること。
 - ②耐震又は免震構造を備えていること。
 - ③代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
 - ④停電時等による電力供給の停止に備え、機器が安全に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
 - ⑤不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

3 機能

(1) 機能要件、実装が望まれる機能

システムに求める機能要件等については、機能要件一覧表（様式4）と実装が望まれる機能一覧表（様式5）を参照し、適合状況を以下の【適合性】に基づき記載すること。

【適合性】

下記の基準を参考の上、○、△、×で記載すること。

○：パッケージ標準

○：オプションでの対応（対応費用がある場合は備考に記載）

○：代替案での対応（代替案を備考に記載）

△：カスタマイズでの対応（対応費用を備考に記載）

×：対応不可

(2) OS、ブラウザ（サポート対象のバージョンに対応すること）

	施設管理者	施設利用者	
利用端末	・パソコン	・パソコン	・スマートフォン、タブレット
OS	・Microsoft Windows	・Microsoft Windows ・MacOS	・iOS ・Android OS
ブラウザ	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Fire fox	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Safari ・Fire fox	・Google Chrome ・Safari

4 対象施設

システム導入の対象施設は、対象施設一覧（別紙2）のとおりとする。

5 システム構築

受託者は、本システムの導入にあたり、以下の作業を実施するものとする。

項目番	作業項目	仕様
1	要件・仕様打合せ及び整理	システム設定の基準を委託者に説明し、設定条件を決定する。
2	マスタデータの登録	システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品等）や施設の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。 なお、登録項目は受託者の指定する様式にしたがって委託者が作成する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。委託者が動作確認や検証等を実施した際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。

第3章 運用及び保守要件

1 基本事項

- (1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に委託者の了承を得るとともに、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
- (3) 運用・保守サービスを提供するにあたってSLA（Service Level Agreement）を締結する。サービスレベルの設定項目は以下の内容を市の希望水準として契約に際して協議することとする。
サービスレベルについては、目標設定型とし、ペナルティ・インセンティブの設定は行わないが、基準値を満たさない場合は、その理由、改善策を報告すること。
また、四半期に1回程度の定期報告（SLA実績、障害サマリ、変更履歴）を実施すること。

NO	分類	サービスレベル項目	内容	条件（目標値）
1	可用性	稼働時間	利用者向けサービスの提供時間。 ただし、メンテナンス時間は除く。	24時間365日
2		稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能であった時間の割合	99.5%以上 (計画停止等、運用保守受託者の起因によらない事由を除く)
3		計画停止	機器やデータメンテナンスのためのサービス停止	深夜時間帯（0時から翌朝8時まで）に実施 7日前以上の事前通告
4	障害対応	目標復旧時間 (RTO)	障害などによる連続してサービスが停止する時間	12時間以内 (運用保守受託者の起因によらない事由を除く)
5		目標復旧時点 (RPO)	復旧するデータのバージョン（障害発生時から遡り、どの時点のデータを復旧するか）	1日以内
6		障害時の復旧体制	障害を検知した場合の復旧体制	24時間365日体制 障害検知後、直ちに復旧対応
7	性能	オンライン応答時間（通常時）	利用者環境における一般的な操作の応答時間	実効速度 10Mbps での応答時間：3秒以内 達成率：80%以内
8		オンライン応答時間（ピーク時）	最も多度が高まるタイミングにおける一般的な操作の応答時間	実効速度10Mbps での応答時間：10秒以内 達成率：80%以内 タイムアウト：0(セロ)
9	サポート	技術的問い合わせ対応	技術的問い合わせ対応	月～金曜日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く） 対応時間：午前9時～午後6時

(4) その他、次の表のとおり。

項目	要件
管理対象	障害時の復旧及び障害原因究明に必要な情報すべて (データ(ログも含む)及びOS、アプリケーション等。)
バックアップ頻度	・データについては毎日(平日のみ)行うこと。 (少なくとも週に1度はフルバックアップをとること。) ・システム設定等その他については、少なくとも月に1度、または、設定若しくは構成変更の都度。
障害発生時の対策	・即時、利用者への対策及びシステム復旧対策を講じること。 ・データは、原則として障害直前の状態へ復旧すること。 ・業務停止を伴う障害が発生した際には、一部システム機能の復旧を実施すること(災害時を除く)。
その他	・バックアップが適切に取られていることを確認すること。 ・ネットワーク経由で遠隔地にバックアップを送る場合は、受託者が回線費用を負担し、暗号化を施す等セキュリティ対策を講じること。 ・バックアップデータについては必要に応じて委託者の求めに対し提供すること。 ・データの保存期間については別途協議して定める。 ・不正監視対象は、重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分とすること。 ・ログの取得については必要なログを取得すること。

2 セキュリティ要件

- (1) 春日井市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (2) 個人情報保護に配慮すること。
- (3) IP フィルタリングによって職員側機能を施設外の一般のインターネット回線からは利用できないように設定することができること。
- (4) 施設利用者画面については、SSL/TLS の暗号化通信を行うこと。
- (5) システム脆弱性等に対応するためのウィルス定義ファイルについては、定義ファイルリリース時に実施すること。

第4章 その他

1 一般事項

- ・この業務における労働災害時の労災保険の適用は、受託者の保険とすること。
- ・システムの構築に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めのない限り、全て受託者の負担とし、委託者側の Wi-Fi や LAN 及びモニター等の資産等を使用する場合は、事前に協議すること。
- 納品後の運用に際して必要なネットワークや機器類、消耗品等については委託者が用意する。
- ・受託者は、この業務の履行中において委託者又は第三者に被害を及ぼした場合、委託者又は第三者に責がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- ・本業務における瑕疵とは、プログラムのバグ、設計段階では考慮されていたが実装されていない又は実現できていない機能とする。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、受託者に故意又は重大な過失があった場合、委託者に対してその責任を負うものとする。
- ・受託者は、春日井市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。
- ・天災(地震を含む。)、その他不可抗力により、物件が滅失又は損傷した場合の負担については、委託者と受託者で協議の上決定する。
- ・債務不履行、破産、認証失効等の場合、契約解除とする。
- ・受託者は、知り得た情報を本業務の履行の範囲を超えて使用してはならず、委託者の書面承諾なく第三者に開示してはならない。

2 特記事項

(1) 次期システム移行に係る要件

- ・将来的な再構築や次期システム移行時における、システムからのデータ抽出作業は、この業務委託範囲に含めること。
- ・データ抽出の形式は、CSV、XML 等、標準的な形式で抽出すること。

(2) 研修

- ・操作説明書、研修テキスト等を用意し、適切なスケジュール、方法で研修を行うこと。
- ・通常の業務手順だけでなく、システムを円滑に運用できるように説明等を十分に行うこと。尚、説明については書類や動画だけではなく、原則講師による実機を用いた研修とすること。（オンライン、オフラインの方式やその他詳細については提案書に記載すること。）
- ・研修時のシステム利用環境については、端末も含め委託者が用意する。

(3) 納品時の状態

- ・マスタデータの登録後、委託者による確認・テストを経て納品完了とすること。
- 確認・テストの段階で、施設利用者情報の登録を行うことができること。
- ・施設利用者からの利用予約は、令和9年1月利用分から受け付けけること。
- ・仕様書、機能要件一覧表に掲載のある事項及び提案書に掲載のある事項について、将来的に実現すると明記されているもの以外は原則すべて納品時点で実現されていること。やむを得ず、納品後に順次利用可能となるような機能がある場合には、その事実が見込まれることが分かった時点で受託者から委託者に報告するとともに、別途遅れる理由及び実現見込み時期について受託者から委託者へ説明すること。

3 担当者

春日井市 DX 推進部情報システム課 氏名 久松、拜郷
電話 0568-85-6124